

会 議 録

会議の名称	令和7年度第3回あま市国民健康保険運営協議会
開催日時	令和8年1月27日（火） 午後2時00分 から 午後2時45分 まで
開催場所	あま市役所 3階 庁議室
会議内容	<p>1 市長あいさつ</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 令和8年度国民健康保険の財政運営について</p> <p>(2) あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について （子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によるもの）</p> <p>(3) あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について （地方税法施行令の改正によるもの）</p> <p>4 その他</p>
会議資料	<p>○次第</p> <p>○委員名簿</p> <p>○配席図</p> <p>○令和8年度国民健康保険の財政運営について 資料1</p> <p>○あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について 資料2 （子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によるもの） 概要、改正文、新旧対照表</p> <p>○あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について 資料3 （地方税法施行令の改正によるもの） 概要、改正文、新旧対照表</p> <p>○関係用語・定義集</p>
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0人
出席委員	鈴木委員、横井委員、伊藤委員、下方委員、渡邊委員、笹山委員、木村委員、鈴木委員、基山委員
欠席委員	井村委員
事務局	<p>【市民生活部】 上村部長</p> <p>【保険医療課】 寺澤課長、後藤主幹、澤田課長補佐、山田課長補佐</p>

会議の経過（議事概要）

事務局	<p>令和7年度第3回あま市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の協議会は、あま市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条の規定により、公開で開催いたします。また、同要綱第7条の規定により、本日の協議会終了後、会議録を作成し市公式ウェブサイトに掲載いたします。</p> <p>会議次第に添って進めます。</p> <p>始めに、市長の村上から、ごあいさつを申し上げます。</p>
市長	【市長あいさつ】
事務局	木村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
会長	【会長あいさつ】
事務局	市長におきましては、これをもちまして退席とさせていただきます。
市長	【退席】
事務局	<p>本日の協議会は、委員10人中9人の委員のご出席があり、あま市国民健康保険運営協議会規則第6条に規定する定足数に達し成立しています。</p> <p>以降の進行につきましては、木村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>議事に入る前に、本年度の議事録署名委員に指名した、井村委員が本日欠席されています。協議会規則第9条で、議事録署名委員は会長指名となっていますので、代理として鈴木委員を指名しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次第3議題（1）「令和8年度国民健康保険の財政運営について」を議題とします。</p>
事務局	【議題（1）について説明】
横井委員	新税率（案）と現行税率を比較すると1人当たり税額で1万3,000円ほど増額となりますが、制度改正の影響はどれほどありますか。
事務局	<p>新税率（案）では、1人当たり税額が年額13万2,887円となり、現行税率比で約1万4,000円の増額となります。</p> <p>増額分1万4,000円を国の制度別に試算すると、子ども・子育て支援金制度の創設が約4,200円、出産育児一時金の財源見直しが約1,600円、診療報酬改定が約2,800円、給与所得控除の改正が約1,300円となり影響額は9,900円となります。</p> <p>令和8年度の税率改定分は、1万4,000円から9,900円を除いた4,100円となります。本市過去3年間の1人当たり税額の平均増額は約4,900円のため、令和8年度の税率改定分は例年より少し抑えた額となります。</p> <p>被保険者にとって1万4,000円の増額が大きな負担であることを認識しつつも、国の制度改正による影響の大きさや、一般会計からの繰入金により負担軽減が講じられていることにご理解ください。</p>
鈴木委員	新たに徴収が開始される子ども・子育て支援納付金分は、どのような事業に使われるものですか。

事務局	<p>子育て世帯を支える新しい分かち合いや連携の仕組みとして、令和8年度より新たに子ども・子育て支援納付金分の徴収が開始されます。この納付金分は、国民健康保険のみならず、社会保険などの被用者保険や後期高齢者医療制度においても同様に徴収されます。</p> <p>徴収した支援金は、児童手当、妊婦支援給付金、出産後休業支援給付金・育児時短就業給付金、こども誰でも通園制度、国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除といった、こども未来戦略加速化プランで定められた子育て支援の拡充に充てられます。</p>
鈴木委員	<p>子ども・子育て支援納付金の18歳以上均等割はどういったものですか。</p>
事務局	<p>子ども・子育て支援金制度は少子化対策であるため、こどもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳未満いわゆる高校生までの被保険者に対して、子ども・子育て支援納付金分の均等割を全額軽減します。</p> <p>この全額軽減に要した費用は18歳以上の被保険者で賄うことから、18歳以上の被保険者に対して、均等割に18歳以上均等割を加えた額が賦課されます。</p> <p>あま市の場合、子ども・子育て支援納付金分の均等割は、18歳未満の被保険者は0円、18歳以上の被保険者は均等割1,200円に18歳以上均等割100円を加えた1,300円が賦課されます。</p>
渡邊委員	<p>子ども・子育ての支援金制度は、令和10年度までに段階的に導入しその後も拠出は継続とありますが、具体的にはどれほどの額になりますか。</p>
事務局	<p>子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から新たに課税徴収が開始されますが、令和8年度より100%賦課されるものではなく、令和10年度までに段階的に税率を改定し賦課するものです。</p> <p>こども家庭庁より示された金額では、国民健康保険の加入者1人当たり、令和8年度は月額250円、令和9年度は月額300円、令和10年度は月額400円となり、毎年税率が改定されます。</p>
渡邊委員	<p>子ども・子育て支援金は、子育て世帯や出産を予定している方が支援の対象となりますが、支援の受益を受けない一方で、負担を強いられる方もみえます。全ての方に十分な説明と理解を得ることが重要だと思います。</p>
事務局	<p>子ども・子育て支援金は、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に拠出いただく制度で、子ども・子育て支援金の徴収は、国民健康保険のみならず、被用者保険や後期高齢者医療制度においても同様です。</p> <p>市民の理解を得るため、あま市としても周知徹底に取り組み、国民健康保険の被保険者に対して、新たに始まる子ども・子育て支援金についてチラシを配布して周知を図っていきます。</p>
渡邊委員	<p>子ども・子育て支援金制度の周知に際しては、支援の対象となるか否かに関わらず、全員が助け合う精神を徹底して市民に伝えていただきたい。</p>
会長	<p>次第3議題(2)「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によるもの)について」を議題とします。議題(2)は、市長の諮問事項となっておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

事務局	【議題（２）について説明】
会長	委員の皆様にお諮りします。 当局案を承認することにご異議ございませんか。
	【異議なし】
会長	「異議なし」と認めます。「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によるもの）について」は、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出いたします。 次第３議題（３）「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）（地方税法施行令の改正によるもの）について」を議題とします。議題（３）は、市長の諮問事項となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
事務局	【議題（３）について説明】
伊藤委員	国民健康保険税の軽減対象が拡大されるということですが、拡大により対象となる世帯数と軽減される額はどれほどになりますか。
事務局	軽減対象となる所得基準額の拡大による影響について、令和７年度の賦課データを基に試算したところ、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分では、５割軽減は３４世帯増加して１，１５８世帯に、２割軽減は４世帯減少して９５７世帯となり、合計３０世帯の増加となります。 介護納付金分では、５割軽減は１４世帯増加して４８７世帯に、２割軽減は５世帯減少して４０９世帯となり、合計９世帯の増加となります。 軽減額では、医療給付費分は１１７万８４９円の増額、後期高齢者支援金等分は４０万４，７９９円の増額、介護納付金分は１３万６，６９０円の増額となります。子ども・子育て支援納付金分は新設であるため増減はありません。 軽減額の合計は１７１万２，３３８円の増額となり、軽減対象者の拡大に繋がっています。 回答は以上となりますが、１点補足いたします。 令和７年１２月５日付けで委員各位に通知した「令和８年度国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果について」に関するご質問と回答となります。 ご質問は、「軽減世帯があるということは、より多く負担する世帯もあるか」と思います。最も負担増となる方はどのくらいになりますか。」というものでした。 これに対する回答です。国民健康保険税の軽減分は、愛知県が「国民健康保険基盤安定制度負担金」として、市が「保険基盤安定繰入金」として、それぞれ負担することとされているため、軽減世帯の保険税軽減額相当分を他の世帯が負担することにはございません。
会長	委員の皆様にお諮りします。 当局案を承認することにご異議ございませんか。
	【異議なし】

会 長	「異議なし」と認めます。「あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（地方税法施行令の改正によるもの）について」は、当局案のとおり承認し、「承認」の答申書を提出いたします。 次第4「その他」に移ります。委員の皆様や事務局から、ご意見やご報告等はありませんか。
	【なし】
会 長	これもちまして本日の協議会を終了します。

【開始時間 午後2時00分】

【終了時間 午後2時45分】

上記の会議録が、令和8年1月27日に開催された、令和7年度第3回あま市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

令和8年1月27日

あま市国民健康保険運営協議会

会 長 木 村 考 志

議事録署名者 鈴 木 昌 美

議事録署名者 鈴 村 加 奈 枝